

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第2区分
 【発行日】令和5年9月6日(2023.9.6)

【公開番号】特開2023-33323(P2023-33323A)
 【公開日】令和5年3月10日(2023.3.10)
 【年通号数】公開公報(特許)2023-046
 【出願番号】特願2022-205957(P2022-205957)
 【国際特許分類】
 A 6 1 M 3 7 / 0 0 (2 0 0 6 . 0 1)
 【 F I 】
 A 6 1 M 3 7 / 0 0 5 9 0

10

【手続補正書】
 【提出日】令和5年8月22日(2023.8.22)
 【手続補正1】
 【補正対象書類名】特許請求の範囲
 【補正対象項目名】全文
 【補正方法】変更
 【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】
 【請求項1】

薬物送達デバイスであって：

第一の材料で構成された第一の壁構造体、及び第二の材料で構成された第二の壁構造体で囲まれた閉鎖薬物リザーバ内腔を有するハウジング；及び

前記薬物リザーバ内腔に含まれる、薬物を含む複数の錠剤；を含み、

前記第一の壁構造体は、前記薬物に対して不透過性であり、及び前記第二の壁構造体は、前記薬物に対して透過性であり、

前記第一の壁構造体、及び前記第二の壁構造体は、一緒に細長い管を形成し、前記第一及び第二の壁構造体は共に前記細長い管の長さに沿って延びており、

30

前記第一及び第二の壁構造体は、水に対して透過性であり、前記デバイスは、水が、前記第一及び第二の壁構造体の少なくとも一つを通して前記薬物リザーバ内腔に侵入し、前記錠剤と接触した後に、前記第二の壁構造体を形成する前記第二の材料を通った拡散によって前記閉鎖薬物リザーバ内腔から可溶化薬物を放出するように構成されており、

前記ハウジングは保持フレーム内腔、及びその中に配置された保持フレームを更に画定する、前記薬物送達デバイス。

【請求項2】

前記第二の材料が親水性ポリマー組成物を含む、請求項1に記載の薬物送達デバイス。

【請求項3】

前記第二の壁構造体が、前記細長い管の長さに沿って延びる長手方向のストリップを形成する、請求項1または2に記載の薬物送達デバイス。

40

【請求項4】

前記第一及び第二の壁構造体が共に前記細長い管の全長にわたって延びている、請求項3に記載の薬物送達デバイス。

【請求項5】

前記第一の材料がシリコンを含む、請求項1～4のいずれか一項に記載の薬物送達デバイス。

【請求項6】

前記第二の材料が親水性のエラストマー材料を含む、請求項1～5のいずれか一項に記載の薬物送達デバイス。

50

【請求項 7】

前記親水性のエラストマー材料が親水性のポリウレタンを含む、請求項 6 に記載の薬物送達デバイス。

【請求項 8】

前記第二の材料が熱可塑性ポリウレタンを含む、請求項 1 ~ 5 のいずれか一項に記載の薬物送達デバイス。

【請求項 9】

前記第一の壁構造体及び前記第二の壁構造体が共押出法で形成される、請求項 1 ~ 8 のいずれか一項に記載の薬物送達デバイス。

【請求項 10】

前記薬物が、リドカイン、ゲムシタピン、ドセタキセル、カルボプラチン、シスプラチン、オキサリプラチン、トロスピウム、トルテロジン、オキシブチニン、またはマイトマイシン C を含む、請求項 1 ~ 9 のいずれか一項に記載の薬物送達デバイス。

10

【請求項 11】

前記薬物が、キナーゼ阻害剤である、請求項 1 ~ 10 のいずれか一項に記載の薬物送達デバイス。

【請求項 12】

前記保持フレームがニチノールワイヤを含む、請求項 1 ~ 11 のいずれか一項に記載の薬物送達デバイス。

【請求項 13】

前記デバイスは、患者の膀胱内でコイル状の保持形状をとるように構成されている、請求項 1 ~ 12 のいずれか一項に記載の薬物送達デバイス。

20

【請求項 14】

前記薬物を放出する速度が、少なくとも 3 6 時間に亘って 0 次となるように構成される、請求項 1 ~ 13 のいずれか一項に記載の薬物送達デバイス。

【請求項 15】

前記薬物を放出する速度が、少なくとも 7 日間に亘って本質的に 0 次となるように構成される、請求項 1 ~ 13 のいずれか一項に記載の薬物送達デバイス。

30

40

50